

# 有害鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律案（概要）

## 一 目的

農山漁村地域において有害鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあることにかんがみ、その防止のための施策を総合的かつ効果的に推進。  
→農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与。

## 二 農林水産大臣による基本指針の策定

農林水産大臣は、有害鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための施策を総合的かつ効果的に実施するための基本指針を定めるものとする（環境大臣が定める鳥獣保護法の基本指針との整合性の確保等）。

## 三 市町村による被害防止計画の作成

市町村は、基本指針に即して、単独で又は共同して、被害防止計画を定めることができること（都道府県知事が定める鳥獣保護事業計画との調和等）。

## 四 有害鳥獣の捕獲の許可権限の委譲

被害防止計画を定めた市町村は、都道府県に代わって、自ら農林水産業等に係る被害の防止のための有害鳥獣の捕獲の許可権限を行使することができる制度を設けること。

## 五 財政上の措置

国及び都道府県は、市町村が行う被害防止計画に基づく施策が円滑に実施されるよう、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

## 六 有害鳥獣捕獲隊の設置

市町村は、被害防止計画に基づく有害鳥獣の捕獲を適切に実施するため、有害鳥獣捕獲隊を設けることができること（民間人の隊員は非常勤の市町村職員とすること、隊員について狩猟税の軽減のための措置を講ずること）。

## 七 その他

国、地方公共団体等の連携及び協力、有害鳥獣の生息数及び農林水産業被害の実態の把握、調査研究及び技術開発の推進、人材の育成、鳥獣の生息環境の整備及び保全、被害防止施策の重要性に関する国民の理解の増進、狩猟免許に係る手続の迅速化等の規定を置くこと。

## 参 考

### 1 有害鳥獣捕獲隊員のライフル銃の所持について

銃刀法第5条の2第4項の運用により対応できる。

市町村の職員は、常勤・非常勤を問わず、銃刀法第5条の2第4項の「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」に該当し得る。



市町村の職員である有害鳥獣捕獲隊員については、ライフル銃の所持許可の対象となり得る。

### 2 自衛隊の活用について

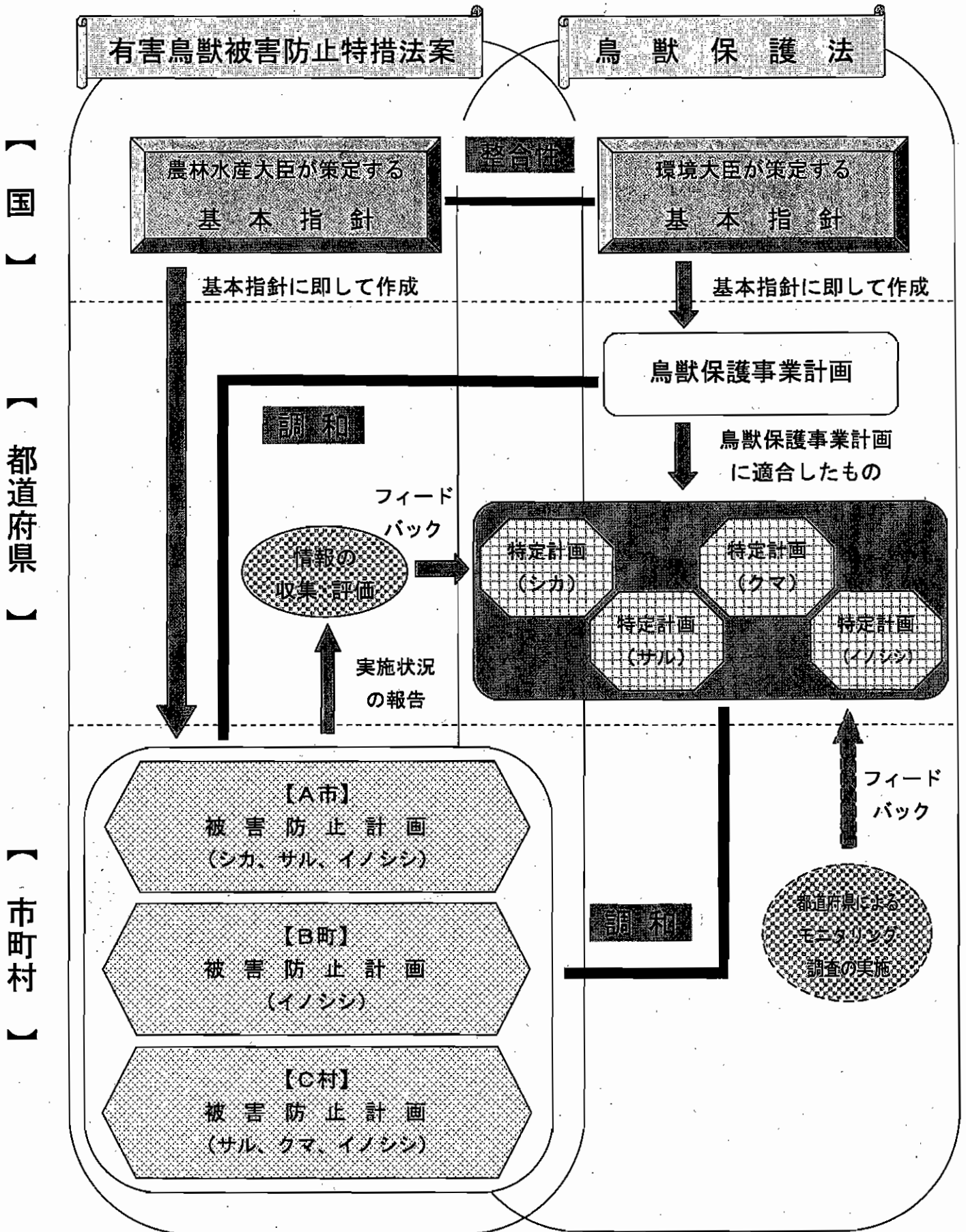
自衛隊法第100条「土木工事等の受託」に基づいて、市町村から申出があった場合、自衛隊は協力することができる。

(土木工事等の受託)

第百条 防衛大臣は、自衛隊の訓練の目的に適合する場合には、国、地方公共団体その他政令で定めるものの土木工事、通信工事その他政令で定める事業の施行の委託を受け、及びこれを実施することができる。

2 (略)

# 特措法案と鳥獣保護法との関係図



※点線囲み部分は法律上規定されていないもの（基本指針に記載）。

「農林漁業有害鳥獣対策の抜本強化に関する緊急提言(平成19年8月23日)」  
 に関する各省庁の対応状況 (2007/11/7現在)

事項	対応状況
1. 生息数等の把握	
<p>適正な個体数調整が実施できるように、有害鳥獣の生息数の的確な把握に早急に取り組むこと (環境省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個体数推定値の精度を高めるため、平成20年度予算要求において、生息数の推計調査手法についての検討も含め、特定哺乳類についての生息情報収集のための調査事業を要求。</li> </ul>
<p>農林漁業被害の的確な把握に早急に取り組むこと (農林水産省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村等からの報告に基づいて把握している被害状況について、                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 軽微な被害でも報告してもらうよう、農家への被害報告の周知徹底</li> <li>② JA等の関係団体からの聞き取りや、可能な限り現場確認の実施等に努めることを要請する局長通知を新たに発出するなど、よりの的確な被害状況の把握を推進。</li> </ul> </li> </ul>
2. 有害鳥獣被害防止計画の策定	
<p>有害鳥獣の被害から農山漁村の暮らし及び農林水産業を守るため、市町村における有害鳥獣被害防止計画の策定を推進すること (農林水産省、環境省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 有害鳥獣特措法案第4条において、農林水産大臣が定める基本指針に則して、市町村が単独で又は共同して被害防止計画を定めるとともに、第8条ほかにおいて、国及び都道府県が当該計画に基づく施策を支援する枠組を整備。</li> </ul>
<p>農山漁村の高齢化や狩猟人口の減少等に対応するため、新たな対策の担い手として、市町村や農林漁業団体等の職員の活用を推進するとともに、地</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助事業により、市町村や農林漁業団体等の職員の新たな捕獲の担い手としての育成や、地域における鳥獣害対策の体制づくり等を推進。</li> </ul>

<p>域が一体となって有害鳥獣対策に取り組む体制づくりを推進すること（農林水産省）</p>	
<p>有害鳥獣対策の担い手確保が極めて困難な地域においては、防護柵の設置等の被害防止対策について、地方公共団体が自衛隊の応援を確保できるようにすること（防衛省、農林水産省ほか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊法第100条「土木工事等の受託」に基づいて、その要件（「任務遂行に支障を生じない限度であること」、「訓練の目的に適合する場合であること」等）に従い、市町村から申出があった場合、自衛隊は協力。</li> </ul>
<p>地域として効果的な被害防止を図るため、地域全体で連携した防護柵の設置を推進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業により、複数の市町村が連携して行う広域的な防護柵の整備を推進。</li> </ul>
<p>サル追い払い犬の育成等を推進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業により、サル追い払い犬の育成等の地域における有害鳥獣追い払い活動を推進。</li> </ul>
<p>野生鳥獣の生息環境に配慮した広葉樹林育成等を推進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業基本計画に基づき、広葉樹林や針広混交林の造成を図る等の野生鳥獣との共存にも配慮した対策を推進。</li> </ul>
<p>トド、カワウ等による漁業被害の軽減対策を推進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トドについては、本年度より広域的な駆除事業を推進。20年度予算要求では漁業被害の軽減対策を拡充要求。</li> <li>・カワウについては、広域的な追い払い・捕獲等の対策を今後とも推進。本年度より漁業被害軽減・防止のための防除技術の開発を推進。</li> </ul>
<p>特定鳥獣保護管理計画の策定推進を図ること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科学的な鳥獣の管理を推進するため、各都道府県に対して作成促進のための助言を行うとともに、作成技術マニュアルの見直しにより迅速かつ簡易に計画が作成できるよう支援。</li> </ul>

<p>離島でのサル等有害鳥獣の新規持込の規制の途を開くこと（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県と協力して、サル等の有害鳥獣を持ち込まないよう地域住民等に対して普及啓発に努めるとともに、今後どのような規制が可能か検討。</li> </ul>
<p>カモシカの保護地域の設定を促進するとともに、捕獲の促進及び被害防止対策を講ずること（文化庁ほか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カモシカの安定的生息と被害防止を図るため、関係省庁と連携して保護地域の設定を促進。</li> <li>捕獲の許可の迅速化。</li> <li>補助事業により、被害防止対策を実施。</li> </ul>
<p>3. 捕獲に関する条件整備</p>	
<p>有害鳥獣の捕獲を円滑に推進するため、有害鳥獣捕獲許可権限の市町村への委譲と、委譲した捕獲許可権限に係る捕獲数の都道府県への報告を徹底すること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣特別措置法案第6条及び第4条において、             <ol style="list-style-type: none"> <li>被害防止計画を策定した市町村への有害鳥獣捕獲許可権限の委譲</li> <li>捕獲数を含め、被害防止計画の実施状況を都道府県に報告することとする枠組みを整備。</li> </ol> </li> </ul>
<p>農林漁業者自らが自衛のために行う有害鳥獣捕獲についての制限を緩和すること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家等が自己農地等で自衛として行う有害鳥獣の捕獲について規制を緩和。</li> </ul>
<p>現場において有害鳥獣捕獲許可が的確に行われるよう、都道府県、市町村に対して指導を徹底すること。特に、鳥獣保護法上、有害鳥獣捕獲について、ワナの設置個数や捕獲隊の構成等に関して特段の制限がないことを都道府県、市町村に対して周知徹底すること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通知発出や会議の場等において、都道府県に対して指導を徹底。</li> </ul>
<p>漁業被害の防止強化のため、トドの個体数調整を徹底すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>トドについては、本年度より広域的な駆除事業を推進。20年度予算要求では漁業被害の軽減対策を拡充要求。</li> </ul>

<p>特にイノシシについては効果的であるという報告があることから、銃に比べ安全で効果的な箱わなの普及を推進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により、市町村等による箱わなの導入を推進。</li> </ul>
<p>事業被害防止のために獣類の捕獲が必要な場合は、ライフル銃の所持許可がされることについて周知徹底を図ること。また、事業被害防止のために獣類の捕獲を必要とする者に、市町村や農協、森林組合等の農林漁業団体の職員が含まれることを法制度上、明確化すること（警察庁）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の銃刀法第5条の2に基づいて、             <ol style="list-style-type: none"> <li>①事業被害防止のために獣類の捕獲が必要な場合は、ライフル銃の所持許可がされることについて会議等で指示するとともに、</li> <li>②事業被害防止のためにライフル銃により獣類の捕獲を必要とする者に、市町村や農林漁業団体の職員が含まれることについて明確化する通達を発出する予定。</li> </ol> </li> <li>なお、ライフル銃の所持要件の緩和については、ライフル銃の危険性への懸念があることを踏まえつつ、引き続き検討。</li> </ul>
<p>有害鳥獣駆除に従事している者又は狩猟者登録をしている者であって、その期間が通算5年を超える者について、ライフル銃の所持要件の緩和を図ること（警察庁）</p>	
<p>たまにしか狩猟しない人による事故の発生を防止する観点から、猟期以外に射撃場での練習等を義務付けた上で、猟銃所持許可の有効期間延長を図ること（警察庁）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行の銃刀法第10条の2において、猟銃による危害の発生を防止するため、猟銃の操作及び射撃に関する技能の維持向上に努めることについて規定。</li> <li>所持許可の有効期間の延長については、スクリーニングが遅れ、不適格者の発見、排除に支障が出ることを懸念されることを踏まえつつ、引き続き検討。</li> </ul>
<p>一定の狩猟実績を前提とした上で、狩猟免許有効期間の延長を図ること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟免許有効期間の延長については、安全確保の観点等から慎重に検討しているところであり、狩猟者の利便性を図るため狩猟免許更新手続きの迅速化等を実施。</li> </ul>

<p>狩猟者の養成確保の観点から、狩猟税（都道府県税）等の負担軽減を図ること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣特別措置法案第9条において規定する有害鳥獣捕獲隊の隊員について、狩猟税の軽減を要求。</li> </ul>
<p>猟友会の協力態勢の強化を図ること（環境省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害対策の推進にあたって猟友会の協力が不可欠であり、被害対策の推進について猟友会の更なる協力を要請。</li> </ul>
<p>捕獲の担い手の裾野を広げるため、射撃スポーツを推進すること（文部科学省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係団体と連携した選手育成や競技大会の開催支援により、射撃スポーツを推進。</li> </ul>
<p>捕獲の担い手育成を図るため、一定の安全確保措置を前提とした上で、銃所持免許のない若年層等が射撃場において体験射撃を可能にすることについて検討すること（警察庁、経済産業省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定以上の知識、技能を有し、かつ、欠格事由に該当しないことが確認された者でなければ銃を取り扱わせることは適当でないことを踏まえつつ、引き続き検討。</li> </ul>
<p>猟銃所持許可手続きの迅速化を図ること（警察庁）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>猟銃の所持許可手続きについては、従来から可能な限り迅速な手続きに努めているところ。</li> </ul>
<p>退職自衛官の捕獲の担い手としての育成・確保を図るため、在職中における狩猟研修等免許取得への支援方策を検討すること（環境省、防衛省ほか）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職自衛官の捕獲の担い手としての育成・確保を図るため、駐屯地等において猟友会をはじめとする関係機関の協力を得、狩猟技術や免許取得のための講習会を実施することを検討。</li> </ul>
<p>4. 捕獲有害鳥獣の処分・活用</p>	
<p>捕獲した有害鳥獣について、地域資源としての活用を促進すること（農林水産省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>補助事業により、捕獲鳥獣の処理加工施設の整備を推進。</li> </ul>
<p>捕獲した有害鳥獣の処分について、現場が困らないように処分の方策を示</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、埋設処理、焼却処理、肉利用等、捕獲鳥獣の適切な処分方法の解説を作成・普及。</li> </ul>



すこと（農林水産省）	
5. 技術の開発・普及	
野生鳥獣の生息数の推計調査手法の開発を推進すること（環境省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>体系的に取りまとめた野生鳥獣の調査手法について、都道府県等へ周知徹底を図るとともに、今後とも調査手法の開発を実施。</li> </ul>
効果的な捕獲技術や防除技術の開発・普及を推進すること。この場合、農林水産普及指導員の活用を図ること（農林水産省、環境省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な防護柵の開発など、捕獲技術や防除技術の開発を推進。</li> <li>わかりやすい被害防止マニュアルの作成・配布や普及指導員の活用等により、被害防止技術の普及を推進。</li> </ul>
防護柵の適切な設置方法を周知すること（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害防止技術の研修会等において、防護柵の適切な設置方法を周知。</li> </ul>
有害鳥獣対策に関する技術指導者の育成・確保を図ること（農林水産省、環境省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>普及指導員、市町村職員、農林漁業団体職員等を対象にした研修会を開催し、技術指導者の育成、確保を推進。</li> <li>地域の被害対策への助言・指導を行う専門家の登録・紹介を推進。</li> </ul>
6. 特区制度の活用による有害鳥獣対策の体制整備	
以上の措置に関連して、地方、現場より特区制度についての要請があった場合には、これに積極的に対応すること（全省庁）	<ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣対策に関連して地方、現場より特区制度についての要請があった場合には、積極的に対応。</li> </ul>
7. 対策予算の充実・強化	
鳥獣害対策に関する予算を充実・強化すること（農林水産省）	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度予算要求において、市町村における鳥獣害対策を総合的に支援する事業（要求額28億円）を創設するなど、鳥獣害対策予算を大幅に拡充して要求。</li> </ul>

<p>有害鳥獣駆除に関する市町村の負担が大きいことから、有害鳥獣捕獲の報奨金等、有害鳥獣対策に係る特別交付税措置の充実を図ること(総務省、農林水産省、環境省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林水産省、環境省から総務省に対して、有害鳥獣の捕獲対策、防除対策、捕獲鳥獣の処分経費等に関する特別交付税措置の拡充・嵩上げを要求。</li> </ul>
<p>有害鳥獣による森林被害の森林保険対象化について、森林所有者の保険料負担等の課題も踏まえつつ、検討すること(農林水産省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度予算要求において、獣害の保険対象化が可能か否か、特約で対応する場合の問題点等について検討するための調査事業を要求。</li> </ul>
<p>有害鳥獣による農業被害の実態を踏まえて、農業共済における取組の更なる強化を検討すること(農林水産省)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>檻、わな等の設置や狩猟免許取得の促進等、農業共済団体における有害鳥獣対策の取組について、今後、一層推進。</li> </ul>